

鹿児島県立短期大学生生活協同組合総会運営規約

(総則)

- 第1条 この規約は、定款第59条に基づき、総会の運営について定める。
- 2 法令、定款及びこの規約に特に定めがないときは、そのつど総会で定める。
 - 3 法令、定款及びこの規約に定めた事項のほかは議長が決する。

(組合員の資格確認)

- 第2条 総会に出席する組合員は、組合員証等を組合に提示し、その資格の承認を受けるものとする。
- 2 定款第56条により組合員から議決権の委任を受けた代理人は、委任状を組合に提出し、かつ、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは組合員9人までとする。
 - 3 書面で議決をする組合員は、書面議決書を総会の開会までに組合に提出しなければならない。

(資格審査委員会)

- 第3条 理事長は前条に関する審査を円滑に行うため、資格審査委員会をおくことができる。

(開会)

- 第4条 組合員の出席者が定款第51条に定める成立要件に達したとき、理事長はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総会では、監事がこれを行う。

(議長の選出)

- 第5条 理事長は、総会にはかつて出席した組合員の中から議長1人を選出する。
- 2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手、又は投票による。
 - 3 議長は、総会の秩序を保ち円滑に運営する。

(書記)

- 第6条 議長は、議事の開始にあたり議場に諮って、書記若干人を指名する。

(議事運営委員)

- 第7条 議長は必要と認めるときは、議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。

(退場の制限その他)

- 第8条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。
- 2 出席した組合員又は代理人が、総会の終了前に退席するときは、議長あるいは議事運営委員の許可を得なければならない。
 - 3 総会の出席者が退場によって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総会に報告する。

- 4 第2項に基づき退席する組合員又は代理人が書面議決書を提出した場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、これを有効として取り扱う。

(発言)

第9条 議長は、発言方法と発言時間を総会にはかつて定める。

- 2 発言者は、議長の許可を得て、所属氏名を告げてから発言する。
- 3 議長は、総会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。
- 4 議長は、総会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

(質問に対する答弁)

第10条 組合員は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

- 2 組合員の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長又はその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

- (1) 質問が総会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合
- (2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合。
- (4) 答弁により、この組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合
- (5) 組合員が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) その他正当な理由がある場合

- 3 理事又は監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

(議事運営に関する動議)

第11条 組合員は、討論の続行と終結、総会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について動議を提出することができる。

- 2 動議の提出があったときは、議長はその動議を採決するか否かを議場に諮らなくてはならない。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でないと認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。
- 3 動議は出席組合員及び代理人の過半数によって議決し、書面による議決権の行使は認めない。

(修正動議)

第12条 組合員が、付議された議案を修正する動議（以下、修正動議という。）を提出する場合には、その内容及び理由を文書で議長に届け出るものとする。

- 2 修正動議の提出があったときは、議長はその修正動議を議題とするか否かを議場に諮り、5人以上の賛成があった場合には、審議に付さなければならない。
- 3 修正動議の提出者は、その議案が議題になった後でも、これを修正又は撤回できる。
- 4 修正動議は、原案の採決に先立って、その趣旨が原案と最も異なるものから採決に付するものとする。
- 5 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは議決権数に算入しないもの

とする。

(緊急動議)

- 第13条 組合員は、定款第50条第3項ただし書に基づき、定款により総会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについて、動議（以下、「緊急動議」という。）を提出することができる。
- 2 緊急動議は、書面で提出しなければならない。
 - 3 緊急動議の提出があったときは、議長はその緊急動議を議題とするか否かを議場に諮り、5人以上の賛成があった場合には、審議に付さなければならない。
 - 4 緊急動議を採決する場合には、書面又は代理人による議決権を加えないものとする。

(一事不再議)

- 第14条 否決又は撤回された議案及び動議は、同じ総会で再び提案できない。

(特別委員会)

- 第15条 総会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。
- 2 前項の委員は総会で選任し、委員は委員長を互選する。
 - 3 委員長は、審議の経過及び結果を議長に報告する。
 - 4 議長は、特別委員会の報告で必要により、採決に付さなければならない。

(総会の打ち切り、延期及び続行)

- 第16条 総会は、総会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。

(討論の終結)

- 第17条 議長が議案の採決を行うことを宣言した後は、議案についての発言はできない。

(採決の方法)

- 第18条 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総会の成立の状況を確認するものとする。
- 2 採決は挙手又は投票によるものとし、そのつど議長が定める。
 - 3 代理人は、第2条第2項にある代理人証を明示して採決に応じなければならない。
 - 4 議長は、開会後に書面議決書を開封し、議案ごとにその賛否を加えて採決しなければならない。
 - 5 棄権票は出席組合員の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

- 第19条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、又は充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

(秩序の保持)

第20条 総会の議事運営は、すべて議長が指示する。

- 2 議長は、無断で発言したり、議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。
- 3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(改廃)

第21条 この規約の改廃は、総会の議決を必要とする。

附則

この規約は、昭和63年6月22日から施行する。

平成4年5月16日一部改正

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成16年6月1日から施行する。
- 平成16年5月25日一部改正

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年6月1日から施行する。
- 平成20年5月28日一部改定

平成29年5月30日一部改正